都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1. 就学援助制度の周知方法																															
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
28	28	20	5	8	7	10	13	23	1	2	5	5	1	4	20	1	2	2	13	6	8	0	0	0	1	1	14	0	9	7	2	6	6
山梨県	甲府市	○	○	○			○	○			○	自治体の大型ビジョンにて放映、甲府市公式LINE・Facebook・Twitterにて配信			○						○						○		○				
山梨県	富士吉田市	○						○							○				○										○	○		○	新小学校1年生及び新中学校1年生については、各家庭へ教育委員会より書類を郵送。在校生については、就学援助の該当有無にかかわらず、全児童生徒を経由して書類を渡し、制度を周知している。
山梨県	都留市	○	○		○	○		○							○				○								○						
山梨県	山梨市	○	○		○		○	○							○						○						○		○				
山梨県	大月市	○			○			○							○				○								○						
山梨県	韮崎市	○		○				○							○				○	○													
山梨県	南アルプス市	○			○		○	○							○				○										○				
山梨県	北杜市	○		○				○							○				○								○						
山梨県	甲斐市	○	○		○		○	○							○				○								○						
山梨県	笛吹市	○		○			○	○							○				○								○		○				
山梨県	上野原市	○					○	○							○						○						○		○				
山梨県	甲州市	○				○	○	○							○				○										○	○		○	全児童生徒の家庭へ紙媒体にてお知らせや申請書を配布している。
山梨県	中央市	○			○			○							○						○						○			○	○		
山梨県	市川三郷町	○				○		○			○	新小学1年生には、就学時健康診断の結果通知に同封し配布		○							○								○		○		
山梨県	早川町										○	当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。					○	当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。															
山梨県	身延町	○					○	○							○				○											○			
山梨県	南部町			○		○	○	○	○					○						○													
山梨県	富士川町	○				○		○							○					○							○						
山梨県	昭和町	○						○			○	自治体から入学前に就学援助制度の書類を郵送			○				○										○	○		○	ポルトガル語のお知らせ（就学援助の内容や申込書の記入例等）を作成し、必要に応じて学校から保護者へ配布している
山梨県	道志村	○	○			○	○			○				○						○							○			○			
山梨県	西桂町					○		○		○					○					○							○			○			
山梨県	忍野村	○				○	○	○							○				○													○	全保護者に書類を配布

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
28	28	20	5	8	7	10	13	23	1	2	5	5	1	4	20	1	2	2	13	6	8	0	0	0	1	1	14	0	9	7	2	6	6
山梨県	山中湖村							○					○							○											○	小規模な自治体のため、学校にての周知で足ります。
山梨県	鳴沢村	○		○	○	○								○					○												○	当村では入学説明資料と同封し必ず配布しているため、周知不足の問題は発生していないと考えます。
山梨県	富士河口湖町			○				○							○						○						○					
山梨県	小菅村						○									○					○											
山梨県	丹波山村										○	無償化のため就学援助制度を実施していない					○	無償化のため就学援助制度を実施していない							○	無償化のため就学援助制度を実施していない							
山梨県	河口湖南中学校組合			○		○	○	○							○						○						○					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																			
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																			
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																			
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）									＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ. （入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
28	28	16	1	8	1	1	1	2	16	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	13	0	5	2	7	7	5	0	0	0	3	1	1	0	2	2	1	1	2	3
山梨県	甲府市	○							○											○		○	○	○															
山梨県	富士吉田市	○							○										○											○									
山梨県	都留市	○							○											○		○	○		○	○													
山梨県	山梨市	○							○											○				○	○	○													
山梨県	大月市	○							○											○					○														
山梨県	韮崎市	○							○											○				○															
山梨県	南アルプス市	○							○										○			○			○	○													
山梨県	北杜市	○							○											○				○	○														
山梨県	甲斐市	○							○										○						○														
山梨県	笛吹市	○							○											○				○															
山梨県	上野原市	○							○											○				○															
山梨県	甲州市	○							○											○		○				○													
山梨県	中央市	○							○											○		○			○														
山梨県	市川三郷町	○							○											○						○					○	就学時健康診断の結果通知に同封し配布							
山梨県	早川町			○																																	○		当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。
山梨県	身延町						○	就学援助制度とは別に、本町に住所を有する児童生徒の保護者に対して、小中学校等に入学する前年度に入学支度金を支給しているため。 ※ただし、入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれることを要件とする。																														
山梨県	南部町			○																															○				
山梨県	富士川町			○																																○			
山梨県	昭和町	○							○											○										○									
山梨県	道志村		○								○																												
山梨県	西桂町			○																														○					
山梨県	忍野村			○																																		○	4月末の受付のため入学前の支給が困難なため

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																			
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																			
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																			
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
28	28	16	1	8	1	1	1	2	16	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	13	0	5	2	7	7	5	0	0	0	3	1	1	0	2	2	1	1	2	3
山梨県	山中湖村			○																																	○	前年度所得の確定が6月であるため。
山梨県	鳴沢村			○																															○			
山梨県	富士河口湖町	○							○											○				○						○								
山梨県	小菅村			○																														○				
山梨県	丹波山村				○			無償化のため就学援助制度を実施していない																													
山梨県	河口湖南中学校組合					○																															

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																										3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）							
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																										（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容								
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
28	28	16	1	6	1	1	3	4	16	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	13	0	2	1	1	1	1	2	6	1	16	1	1	1	2	2
山梨県	甲府市	○							○											○										○					
山梨県	富士吉田市	○							○										○									○							
山梨県	都留市	○							○											○										○					
山梨県	山梨市	○							○											○										○					
山梨県	大月市	○							○											○								○							
山梨県	韮崎市	○							○											○										○					
山梨県	南アルプス市	○							○										○											○					
山梨県	北杜市	○							○											○										○					
山梨県	甲斐市	○							○										○										○						
山梨県	笛吹市	○							○											○								○							
山梨県	上野原市	○							○											○										○					
山梨県	甲州市	○							○											○										○					
山梨県	中央市	○							○											○										○					
山梨県	市川三郷町	○							○											○								○							
山梨県	早川町			○																					○		当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。							○	当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。
山梨県	身延町						○	就学援助制度とは別に、本町に住所を有する児童生徒の保護者に対して、小中学校等に入学する前年度に入学支度金を支給しているため。 ※ただし、入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれることを要件とする。																				○							
山梨県	南部町			○																			○					○							
山梨県	富士川町			○																				○						○					
山梨県	昭和町	○							○											○													○		
山梨県	道志村		○								○																			○					
山梨県	西桂町			○																		○										○			
山梨県	忍野村			○																						○	4月末の受付のため入学前の支給が困難なため			○					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																	3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）	
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの１つに○）																											（1）当てはまるもの１つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童生徒学用品費やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他										
28	28	16	1	6	1	1	3	4	16	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	13	0	2	1	1	1	1	2	6	1	16	1	1	1	2	2
山梨県	山中湖村						○	前年度所得の確定が6月であるため。																						○					
山梨県	鳴沢村					○																									○				
山梨県	富士河口湖町	○							○											○										○					
山梨県	小菅村			○																		○								○					
山梨県	丹波山村				○			無償化のため就学援助制度を実施していない																										○	無償化のため就学援助制度を実施していない
山梨県	河口湖南中学校組合						○	管下中学校1校のため、該当しない（構成町村より支給される）。																						○					

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																		5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応												令和4年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の13倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の10倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に「イ．反映させない（従前の認定基準を継続）」により、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																						倍	倍					ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が居住の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
28	28	25	25	21	23	23	24	3	3	14	22	5	5	10	10	2	1	2	0	14	5	0	14	0	1	2	0	1	0	0	0	2	2	
山梨県	甲府市																○				1.3					○							平成25	4	10%未満
山梨県	富士吉田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.2														15%未満
山梨県	都留市	○	○	○	○	○	○				○									○			教育長が、就学援助が必要と認める者。												15%未満
山梨県	山梨市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○																				10%未満
山梨県	大月市	○	○	○	○	○	○			○	○				○																				15%未満
山梨県	韮崎市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			生活が極めて困難であると教育委員会が特に認めた者												10%未満
山梨県	南アルプス市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○																				10%未満
山梨県	北杜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満
山梨県	甲斐市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			教育委員会が特に必要と認めた世帯												10%未満
山梨県	笛吹市	○	○	○	○	○	○							○						○			上記に該当する項目がないが生活が困窮している												15%未満
山梨県	上野原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者。												10%未満
山梨県	甲州市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.2														10%未満
山梨県	中央市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			児童扶養手当所得制限額を準用												15%未満
山梨県	市川三郷町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.2		失業・休業・災害・病気等その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に困窮している場合、民生委員等の所見をもとに地教委の判断により認定する			○							平成24	4	15%未満
山梨県	早川町																			○			当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育教無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。												0%未満
山梨県	身延町	○	○	○	○	○	○				○									○			特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める場合。												5%未満
山梨県	南部町	○	○	○		○	○			○	○									○			国民年金法に基づく国民年金掛金の減免世帯民生委員、児童委員及び学校長が生活状態が悪いと認めた世帯												10%未満
山梨県	富士川町	○	○																																10%未満
山梨県	昭和町	○	○	○	○	○	○			○	○			○																					10%未満
山梨県	道志村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○					1.5				○			○							10%未満
山梨県	西桂町	○	○	○	○	○	○				○			○																					10%未満
山梨県	忍野村	○	○	○	○	○	○				○									○			その他教育長が就学援助が必要と認める者												5%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																		5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																				（2）（1）でソ、タ又はチに〇をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに〇をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）でソ、タに〇をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応											
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」に〇をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ. 反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																												ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他		年	月	
28	28	25	25	21	23	23	24	3	3	14	22	5	5	10	10	2	1	2	0	14	5	0	14	0	1	2	0	1	0	0	0	2	2	
山梨県	山中湖村	○	○	○	○	○	○				○									○			その他教育長が、就学援助が必要と認める者												5%未満
山梨県	鳴沢村	○	○	○	○	○	○				○																									5%未満
山梨県	富士河口湖町	○	○		○	○	○				○																									10%未満
山梨県	小菅村	○	○		○		○													○			・世帯厚生資金による貸し付けを受けたもの ・上記以外のもので、失業・休業・災害・病気その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に就学が困難であると教育委員会が認めたもの													0%未満
山梨県	丹波山村																			○			無償化のため就学援助制度を実施していない												0%未満
山梨県	河口湖南中学校組合	○	○		○	○	○				○																									10%未満

Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について

7. 令和5年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市町村名 | （1）費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |